



平成 28 年 3 月 16 日

各 位

会 社 名 サンバイオ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 森 敬太
(コード番号：4592 東証マザーズ)
問い合わせ先 執行役員経営管理部長 角谷 芳広
(TEL. 03-6264-3481)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 16 日開催の取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を平成 28 年 4 月 28 日開催予定の当社第 3 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

① 株主総会決議事項の新設

当社は、当社及び当社の子会社の従業員の業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに優秀な人材を確保し、当社グループ全体の中長期的な企業価値向上に資することを目的として、当社及び当社の子会社の従業員に対して新株予約権（ストック・オプション）を発行することを考えております。

その発行の際には、会社法第 238 条及び第 240 条の定めに従い、当社取締役会の決議をもって新株予約権の募集事項を決定することを予定しておりますが、米国カリフォルニア州に所在する当社の子会社 SanBio, Inc. の米国従業員を対象者に含めて新株予約権を発行するに当たっては、米国法上、新株予約権の発行の計画の内容を株主総会の決議により定めることが必要となる場合があることから、当該計画の内容を定めることを株主総会の権限とする規定を当社の定款に設けること（新定款第 16 条（株主総会決議事項）の新設）をお願いするものであります。

② 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約

平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）において、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役が、責任限定契約を締結した上で、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 28 条（社外取締役との責任限定契約）及び現行定款第 38 条（社外監査役との責任限定契約）について所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第 28 条（社外取締役との責任限定契約）の変更につきましては、各監査役の

同意を得ております。

③ 変更に伴う条数の繰り下げ等

上記の変更に伴って、条数の繰り下げ等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第16条～第27条 (条文省略)</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、任務を怠った</p>	<p>(株主総会決議事項)</p> <p><u>第16条 株主総会においては、法令又は定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、当会社又は当会社の子会社の従業員に対する当会社の新株予約権(ストック・オプション)の発行の計画の内容をその決議により定めることができる。</u></p> <p><u>2 当社は、前項に基づき前項の計画の内容を決定する場合には、その内容として、次の事項その他の新株予約権の発行の要綱を定めることができる。</u></p> <p>(1) <u>当該計画により発行される新株予約権の目的である株式の種類</u></p> <p>(2) <u>当該計画により発行される新株予約権の目的である株式の総数の上限又はその算定方法</u></p> <p>(3) <u>当該計画により発行される新株予約権と引換えに払い込む金銭の額又はその算定方法(当該金銭の払込みを要しないこととする場合には、その旨)</u></p> <p>(4) <u>当該計画により発行される新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額の概要</u></p> <p>(5) <u>当該計画の有効期間</u></p> <p>第17条～第28条 (現行条文通り)</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを</u></p>

<p>ことによる損害賠償責任について、会社法第 425 条第 1 項各号の額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p><u>第 29 条</u>～<u>第 37 条</u> (条文省略)</p> <p>(<u>社外監査役</u>との責任限定契約)</p> <p><u>第 38 条</u> 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、会社法第 425 条第 1 項各号の額の合計額を限度とする旨の契約を締結することが<u>出来る</u>。</p> <p><u>第 39 条</u>～<u>第 48 条</u> (条文省略)</p>	<p><u>除く。)</u>との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、会社法第 425 条第 1 項各号の額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p><u>第 30 条</u>～<u>第 38 条</u> (現行条文通り)</p> <p>(<u>監査役</u>との責任限定契約)</p> <p><u>第 39 条</u> 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、会社法第 425 条第 1 項各号の額の合計額を限度とする旨の契約を締結することが<u>できる</u>。</p> <p><u>第 40 条</u>～<u>第 49 条</u> (現行条文通り)</p>
---	---

3. 今後の予定

定款一部変更のための株主総会開催日

平成 28 年 4 月 28 日

定款一部変更の効力発生日

平成 28 年 4 月 28 日

以 上